

平成二十一年十一月六日受領
答 弁 第 一 一 四 号

内閣衆質一七三第一四号

平成二十一年十一月六日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路孝弘殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省における健康管理休暇制度に対する鳩山由紀夫内閣の見解に関する質問
に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省における健康管理休暇制度に対する鳩山由紀夫内閣の見解に関する
質問に対する答弁書

一及び二について

御指摘の健康管理休暇制度に関しては、岡田外務大臣の指示に基づき外務省内に武正外務副大臣と吉良外務大臣政務官をメンバーとして立ち上げた「在勤手当プロジェクトチーム」において、在勤手当と併せて検証を行う予定である。

三及び四について

御指摘の照会は、外務省の不健康地対策を検討する際の参考とするために実施したものであり、企業数について報告を求めておらず、また、公表を前提に回答を得たものではないが、今後同種の照会を行う際は、照会対象企業に対してどこまでが開示可能かについて確認することといたしたい。